

令和7年4月版「経営事項審査申請の手引き」の変更点

○全体に関する事項

- ・ ページ数の増減により、全体のページ数、参照先のページを変更。
- ・ 文字のフォントや段落、行の間隔を調整。

○主な変更事項

目次（修正）

- ・ (旧) 令和6年10月 ⇒ （新）令和7年4月

P 4（追記）：3. 審査基準日

経営事項審査申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることはできませんのでご注意ください。

なお法令に定めのある場合等特段の場合を除き、同一の審査基準日に対して審査の受け直しはできませんので、ご注意ください。 を追記

P 8（追記・修正）

- ・ **同一審査基準日における業種の追加経審に関する記述及び提出書類の簡略化に関する説明書きを追記。**

（9）同一審査基準日の受け直しについて

受審後、同一の審査基準日で申請内容を変更して審査を受け直しすることはできません。

ただし、受審後に、業種の追加を行い、その業種を審査対象業種とする場合は、次の審査基準日を迎えるまでは、再度、同一審査基準日で申請することができます。（業種の追加を行った場合に必ずしも受審する義務はありません。） を追記

- ・ 業種追加での受審に関する持参資料及び審査に関する注意事項 を追記

○業種追加の申請の際に求める資料の変更

従来までは全ての資料の提出・提示を求めていたが、今後は以下の資料のみで可とする。

（提出）■経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

- ・ 項番02、08～15は、再度申請時点での内容で記入します。

（03～07は、当初申請時の内容のままです。）

- ・ 項番16は、新たに審査対象とする業種と、前回申請業種の両方を記入します。（追加業種は○で囲む）

- ・ 項番17以降は、前回申請時における内容に、新たに審査対象とする業種の完成工事高や技術職員の記載を追加する形で記入します。（新たに審査対象とする業種以外は変更できません。）

※既に2業種の選択をしている技術職員については、資格・業種の変更はできません。

- ・ 経営状況分析結果通知書は、前回の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書に添付してあるもののコピーを添付します。

(提示) ■新たに審査対象とした業種の契約関係確認書類および技術職員関係確認書類
(該当がない場合は不要)

(提示) ■前回申請時の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（本人控）

○業種追加の審査に関する注意事項の追記

審査会場では、新たに審査対象とした業種についてのみ審査を行います。

それ以外の審査項目については、原則、前回申請時と同内容が記載してあるか、返還した
前回の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（本人控）の副本で確認します。

その他の確認資料は持参不要です。

P 9（修正）

・**郵送による受付に関する対応の変更**

なお、郵送による受付の場合は、主たる事務所を管轄する建設事務所以外への提出は認められませんので、あらかじめご了承ください。 を削除

それに伴い、建設事務所に関する表記を「主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所」及び「審査会場を管轄する建設事務所」に統一。

P 1 4（削除）：確認書類 No. 6 決算関係書類

・**令和 7 年 1 月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつが廃止されたことに伴う記述の削除**

・※税務署の受付印のあるもの を削除

(令和 7 年 1 月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつ廃止に伴う対応)

P 1 4（追記）：確認書類 No. 9 技術職員、技能者及び公認会計士等の雇用が確認できる書類

・○申請時直近の標準報酬月額決定通知書（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書） 下線部を追記

P 1 4（追記）：確認書類 No. 9 技術職員、技能者及び公認会計士等の雇用が確認できる書類

・**令和 6 年 12 月 2 日以降、新たな健康保険被保険者証の発行が行われなくなることに伴う追記**

・上記の書類で確認できない場合は、健康保険証（有効期限又は令和 7 年 12 月 1 日のいずれか早い日までに限る）等追加の資料を求める場合があります。 下線部を追記

P 1 5（追記）：確認書類 No. 10 技術職員の資格等を証する書類

・※認定能力評価基準によりレベル 4 又はレベル 3 と判定された者は能力評価結果通知書（評価年月日は、審査基準日より前の日付） を追記

P 1 5 (追記) : 確認書類 No. 11 雇用保険

- ・保険料納付済証明書（口座振替の場合は口座振替結果通知ハガキまたは「労働保険料に係る口座振替結果のお知らせ」、電子納付の場合は電子納付完了通知で可）のいずれか下線部を追記

P 1 6 (追記) : 確認書類 No. 11 法定外労災

- （一社）全国建設業労災互助会加入証明書

※「新労災（傷害プラン）補償制度」、「労災上積み保証制度」は可ですが、「第三者賠償補償制度」は認められません。 下線部を追記

P 1 7 (追記) : 注2)

「完成工事高」の2年平均、3年平均の選択に合わせて、必要年数分を経営事項審査用の記載方法とする必要があります。必要に応じて以下の様式について、提出済みの事業年度終了届出書の差替えを行ってください。

①工事経歴書（様式第2号）

…「経営規模等評価の申請を行う場合」の記載要領（P 9 3）に従い記載したもの

②直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）

③財務諸表（様式第15、16、17、17-2号、若しくは様式第18、19号）

…税抜き処理にしたもの（ただし、免税事業者を除く） を追記

P 1 9 (追記) : 注12 建設機械の説明

- ・ただし、リース契約で自動車検査証（車検証）の使用者と経営事項審査の受審業者が異なっている場合は、毎年、審査基準日においてリース契約を実施していることを確認するため、原契約と転貸借の両方の契約書類の添付が必要です。 を追記

P 2 0 (追記) : 注15 建設機械の説明

- ・**特定自主検査記録表がない場合、建設機械の種類を特定することができないため、提出・提示資料（カタログ等）を追記。**
- ・審査基準日以前1年以内に購入（又はリース）した場合は、①～⑦については、特定自主検査記録表に代えて特定自主検査実施時期証明書等の写し及び対象機械であることを確認できる書類（カタログ等）を提出（継続の場合は提示）してください。 下線部を追記

P 2 0 (追記) : 注16 CPD単位の説明

- ・※CPD認定団体が発行したCPD単位取得数を証する書面については、証明書発行時点で退職されている方は発行できない場合もあります。そのため、証明書の発行は十分余裕をもって行ってください。 を追記

P 2 1 (追記) : 注17

※建設工事の請負契約であることや業種区分が請負契約書等から明確に読み取れない場合は、設計書、仕様書等の契約内容のわかる書類を併せて提示してください。

※維持管理業務委託については、建設工事と兼業（除草、側溝清掃、雪氷対策等）が混在している場合がありますので、適切に区分した上で、建設工事の部分を完成工事高に計上し

てください。また、契約書、工事経歴書に計上した金額の内訳が分かる資料（指示書単位の案件名と金額が分かる一覧表など）、入金が分かる通帳を提示してください。

※単価契約（あるいは年間契約）で当初契約時に請負代金総額を定めていない場合は、当初の単価（あるいは年間契約）契約書と併せて、工事経歴書に記載されている請負代金総額が確認できるもの（指示書、請求書（控）など）を提示してください。

※共同企業体（JV）による請負工事については、全体の請負金額及び構成員の出資比率（甲型JV）、分担した工事額（乙型JV）が分かる資料を提示してください。 を追記

P 2 4（追記）：

許可番号等の記入方法（項番02等）、審査基準日（項番04）、法人又は個人の別（項番07）、経営規模等評価等対象建設業（項番16）に関する注意事項を記載。

P 2 6（追記）：

「利益額」（項番18）のカラム右下欄に記入できる「営業利益」及び「減価償却実施額」を記載。

P 3 1（追記）：（4）完成工事高等（ウ）

「完成工事高」及び「元請完成工事高」に建設工事の請負以外のものが計上されていたことが確認できた場合、事業年度終了届出書の修正や経営状況分析の再申請の他、建設業法第27条の26第4項に基づき、所要の報告又は資料の提出を求めることがあります。また、これらの対応に伴い、当日の審査が完了しなくなることもありますので、「完成工事高」及び「元請完成工事高」を計上する際は、兼業売上が含まれていないかを十分ご注意ください。 を追記

P 3 2（新規）：（4）完成工事高等（オ）

オ 「合計」（項番34）については、事業年度終了届出書の様式3号の完成工事高の合計額と一致します。 を追記

P 3 5（追記）：（6）積み上げの導入について（平成29年10月決算期以降の業者から適用）

※専門工事全ての完工高を土木系又は建築系のいずれか完工高の多い方の一式工事に積み上げる際は、たとえ割合の多い方を審査対象業種として申請していなくても、割合の少ない方に積み上げることは認められません。また、割合の多い方が許可を有していない場合でも同様に、割合の少ない方に積み上げることは認められません。 を追記。

P 4 1（追記）： 様式1-1号 工事種類別完成工事高付表【分割分類用】

・分割分類を実施した特定の請負工事については、翌年度以降に元に戻すことはできませんので、十分にご注意ください。（積み上げの際とは考え方が異なります。） を追記

P 4 8（追記）： 3 技術職員名簿（2）技術者の区分 エ

・監理技術者講習の有効期間の考え方を追記。

P 4 8 (追記) : 3 技術職員名簿 (2) 技術者の区分 カ

※レベル判定は、能力評価 (レベル判定) 結果通知書により確認します。

発行方法については、能力評価実施団体によって手続きが異なる場合がありますので、申請先団体のホームページを確認または問合せにより確認してください。また、能力評価結果通知書に記載の評価年月日は、審査基準日より前の日付である必要があります。 下線部を追記

P 4 9 (追記) : 3 技術職員名簿 (2) 技術者の区分 ク

・ク 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に基づく国土交通大臣の登録を受けた基幹技能者講習 (=「登録基幹技能者講習」) を審査基準日以前に修了している者は、「登録基幹技能者講習修了者」として「技術職員名簿」に記載することができます。

登録基幹技能者講習実施機関によっては、選択可能な業種が複数の機関があります。登録基幹技能者講習修了証が提示された場合、表面に記載された「実務経験を有する建設業の種類」に記載のある業種に関してのみ選択可能です。

ただし、「登録基幹技能者講習修了者」(3点) よりも点数の高い資格 (例えば「1級土木施工管理技士」(5点) など) を有する場合には、点数の高い方の資格コードを記入してください。 を追記

P 4 9 (追記) : 3 技術職員名簿 (3) 技術職員名簿 イ

(例) ・新規に採用された(6ヶ月雇用を充足した)場合

- ・・・・雇用保険被保険者証、健康保険証 (有効期限又は令和7年12月1日のいずれか早い日まで) など 下線部を追記

P 4 9 (追記) : 3 技術職員名簿 (3) 技術職員名簿 ウ、エ

・資格コード等を記載する際の注意事項を追記

【注意事項】

- ・業種コード及び有資格区分コードを間違えると加点されませんのでご注意ください。
また、申請書類提出後の選択業種の変更は認められませんので、記入に際しては、十分にご注意ください。
- ・業種の選択にあたっては、1つの資格から2業種を選択することも、2つの資格で2業種を選択することも可能ですが、2つとも同一の業種を選択することはできません。
なお、選択する業種については、審査対象業種 (項番16) のすべてを網羅する必要はありません。(技術職員がゼロとなる業種があっても可。)
- ・保有している資格で加点対象となる業種であれば、実際に当該業種の工事に従事していなくても、選択することは可能です。また、選択した業種に業務が限定されることはありません。

P 5 0 (追記) : 3 技術職員名簿 (3) 技術職員名簿 カ

【注意事項】

- ・ 1級監理受講者に該当するにも関わらず、「2」を記載されているケースが見受けられますので、申請前には再度ご確認ください。 を追記

P 5 0 (追記) : 3 技術職員名簿 (3) 技術職員名簿 コ、サ

コ 完成工事高及び元請完成工事高において、積み上げを採用した場合には、積み上げ元の業種を選択することはできません (例えば、完成工事高及び元請完成工事高で「とび・土工・コンクリート工事」を積み上げにより「土木一式工事」に振り替えている場合、技術職員名簿の業種コードで「とび・土工・コンクリート工事」は選択不可。)

サ 実務経験を要する技術職員について、業種コードを2つ記入するためには、それぞれの業種ごとに必要年数以上の実務経験年数 (積み上げ年数) があることが要件となります。例えば、「002」 (10年の実務経験者) の場合、記入した業種ごとに10年以上の実務経験が必要となります。ただし、期間は重複することができませんので、最低20年以上必要です。

また、実務経験年数の取り扱いについては、完成工事高及び元請完成工事高における積み上げ・分割分類とは関係ありませんので、業種間で経験年数を振り替えることはできません。(例えば「とび・土工・コンクリート工事」の10年の実務経験を、「土木一式工事」の10年の実務経験として振り替えること)。 を追記

P 5 2 (追記) : 4 その他の審査項目 (社会性等) (2) ア

- ・ 保険料納付済証明書等 (口座振替の場合は口座振替結果通知ハガキまたは「労働保険料に係る口座振替結果のお知らせ」、電子納付の場合は電子納付完了通知でも可) 下線部を追記

P 5 7 (新規) : 4 その他の審査項目 (社会性等) (6) ウ (ウ)

- ・ 登録経理試験1級・2級の合格者が経営事項審査における登録経理試験の加点期限及び加点期限後も経営事項審査で加点評価を受けるための講習受講時期の目安時期を示したURL (建設業振興基金) を記載

P 6 5 (追記・変更) : 建設機械の保有状況一覧 (記載要領)

- ・ **締固め用機械及び解体用機械の記載内容が、実態の審査項目と乖離していたため、記載方法を修正**

・ 「ダンプ車」 (自動車検査証にダンプ、ダンプフルトレーラー、ダンプセミトレーラーのいずれの記載があるもの) にあつては、自動車検査証記録事項の用途欄に記載されている内容を記載。 (例: 貨物) 下線部を追記。

- 「締固め用機械」の記載方法を修正

締固め巾 → ロードローラー (ハンドガイドローラー含む)、タイヤローラー、振動ローラーの機械の種別

- 「解体用機械」の記載方法を修正

機体質量 → ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機の機械の種別

P 6 6 (追記) : 建設機械の保有状況一覧 (記載例)

- ・移動式クレーンは移動式クレーン検査証に記載されている型式及び刻印番号を記入。
下線部を追記。
- ・「締固め用機械」及び「解体用機械」の記載方法を修正
- ・「解体用機械」を記載する際の注意事項を記載。

注：解体用機械を記載する場合、アタッチメントだけでは点数になりません。(解体用機械は解体用アタッチメントのみでは不可)

そのため、この様式に記載がないベースマシンに付けて使用していることがわかる所有確認書類・特定自主検査記録表を持参いただき、1つの行に解体用アタッチメントおよびベースマシンの各情報を記入してください。

また、解体用アタッチメントに関する記載には(解)、ベースマシンに関する記載には(ベース)といった、それぞれが判別できるように記載してください。

P 6 7～6 8 (新規) :

特定自主検査記録表、自動車検査記録事項、移動式クレーン検査証の注意点を記載

P 7 2 (追記) :

- ・技術者の該当者
- ・書類 (『技術職員名簿』『CPD単位を取得した技術者名簿』) ごとの記載対象者
- ・CPD単位の算出 を追記

P 7 6 (追記) : CPD取得単位数計算シート (記載例)

- ・CPD取得単位数計算シートから、「別紙二 技術者職員名簿」及び「様式4号 CPD単位を取得した技術者名簿」に転記するイメージ図 を追記

P 7 9 (追記) : 法定外労働災害補償制度加入証明書 (様式例)

- ・三重県提出経営事項審査用様式を用いない場合に最低限記載する必要がある項目 を記載
- ・(ただし、契約した民間保険事業者が担当者の私印のみでしか対応していない場合に限り、可とする。) を追記

P 8 1 (追記) : 様式第25号の14記載例

- ・行政書士法人の場合は事務所名の記載、代表者名 (代表者を定めていない場合は使用人行政書士を除く所属行政書士名) の記名、行政書士法人の職印の押印の他、委任状が必要
を追記。
- ・商号、代表者、所在地、許可業種等については、申請日現在の状況を記入すること (審査基準日時点ではありません)。
- ・※業種の追加経審を行う際は、追加業種が判るように数字を○で囲む。 を追記

P 8 2 (追記) : 様式第25号の14記載例

- ・4つの数値については、項番06で処理区分が「00」の場合は、経営状況分析結果通知書の下部に記載された参考値から記入 (決算期変更、合併、事業譲渡、会社分割等の特殊な場合を除く)

決算期が12ヶ月に満たない場合の換算方法は完成工事高と同じ方法で換算して算出し、余白に算出式を記入する。下線部を追記

P 8 6～8 9 (追記) : 別紙一

- ・ 計算基準の区分の注意書きを記載
2年平均の場合は「1」である。(※「2」ではない。)
3年平均の場合は「2」である。(※「3」ではない。)
※審査基準日時点では許可を有していたが、経審申請時には許可を有していない業種の完成工事高は、「その他工事」に計上 を追記

P 9 5 (修正) :

- ・ 令和6年12月(監理技術者等の専任義務に係る合理化)、令和7年2月(専任金額の上限の引き上げ)の建設業法改正の内容 を反映

P 9 6 (追記) : 別紙二 記入例4

記入上の注意事項を追記

- ・ 各々の技術者について、保有する資格によって加点対象となる業種であって、なおかつ「経営規模等評価等対象建設業」(項番16)で選択した業種の中から2業種までを選択する。選択した業種に対してのみ加点される。
なお、1つの業種について、2つの資格で申請することは出来ません。
- ・ 1人の技術者に対して1つの資格から2業種を選択することも、2つの資格から2業種を選択することも可能
- ・ 選択した業種に対応する資格コードをそれぞれ記入する。
業種コードや資格コードを間違えて記入すると加点されませんのでご注意ください。
- ・ 基幹技能者として「技術職員名簿」に記入できるのは、国土交通大臣の登録を受けた基幹技能者講習(＝登録基幹技能者講習)を修了した者に限る。
- ・ 審査対象業種に対して加点対象とならない技術者については、技術職員名簿に記入しないこと。

P 9 8 (追記) : 別紙三 記入例5 (営業年数)

初めて許可(登録)を受けた日から審査基準日までの期間(休業等の期間は除く)を記入する。(年未満の端数は切捨て) H23.4.1以降の申立てに係る再生又は更正手続開始及び終結の決定を受けた者は、その終結決定日から審査基準日までの期間を記入する(休業等の期間を除く) を追記

P 1 0 3～1 0 4 (追記) : 委任状

委任状(行政書士及び行政書士法人)の記載例 を追記

P 1 1 6 (追記) : (表 1 2) 技術職員有資格区分コード

・コード「704」(レベル4技能者)、「703」(レベル3技能者)については、能力評価実施機関が発行する「能力評価(レベル判定)結果通知書」にはレベル及び職種が記載されていますので、確認書類として「能力評価(レベル判定)結果通知書」の提出をお願いします。

レベル判定された職種がどの業種として評価されるかは、以下のリンク先に記載されている「認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業」でご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001852368.pdf>

なお、複数業種が記載されている職種については、どの業種を選択しても評価の対象となります。 を追記。